

(略)	び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務(第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。)
(略)	
(略)	

(略)	び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務(第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。)
(略)	
(略)	

○防衛省令第六号

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十五条第三項及び第六十七条第一項(同法第七十五条の八において準用する場合を含む。)並びに自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第九十七条の二(同令第九十二条の七において準用する場合を含む。)及び第九十七条の六(同令第九十二条の七において準用する場合を含む。)の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

防衛大臣 小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 隊員</p> <p>第一節 第十節 [略]</p> <p>第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供(第八十六条の四)</p> <p>第十二節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給(第八十六条の四)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [同上]</p> <p>第三章 隊員</p> <p>第一節 第十節 [同上]</p> <p>第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供(第八十六条の四)</p>

<p>四の二・第八十六条の四の(三)</p> <p>第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p>一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上三十三歳未満</p> <p>二 [略]</p>	<p>第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p>一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十七歳未満</p> <p>二 [同上]</p>
<p>2 自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上三十三歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p>(年齢の制限)</p> <p>第三十三条 予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。</p> <p>一 陸士長、海士長又は空士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上五十五歳未満</p> <p>二 [略]</p>	<p>2 自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上二十七歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p>(年齢の制限)</p> <p>第三十三条 予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。</p> <p>一 陸士長、海士長又は空士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上三十七歳未満</p> <p>二 [同上]</p>

<p>2 即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。</p> <p>一 陸士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上五十歳未満</p> <p>二 [略]</p> <p>第三章 隊員</p> <p>第一節 第十節 [略]</p> <p>第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供</p> <p>第八十六条の四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第十二節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給</p> <p>(国又は地方公共団体に準ずる者)</p> <p>第八十六条の四の二 令第九十七条の二に規定する国又は地方公共団体に準ずる者は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)とする。</p> <p>(給付金支給申請書の様式等)</p> <p>第八十六条の四の三 令第九十七条の六に規定する給付金支給申請書の様式は、別記様式第十一のとおりとする。</p> <p>2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、令第九十七条の五第二項の規定により給付金支給申請書を受理したときは、必要に応じ、就業規則その他の書類の提出を求めることができる。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式)</p> <p>第八十六条の五 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。</p> <p>一 陸士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上三十二歳未満</p> <p>二 [同上]</p> <p>第三章 隊員</p> <p>第一節 第十節 [同上]</p> <p>第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供</p> <p>第八十六条の四 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>[節を加える。]</p> <p>[条を加える。]</p>
<p>2 即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。</p> <p>一 陸士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上五十歳未満</p> <p>二 [略]</p> <p>第三章 隊員</p> <p>第一節 第十節 [略]</p> <p>第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供</p> <p>第八十六条の四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第十二節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給</p> <p>(国又は地方公共団体に準ずる者)</p> <p>第八十六条の四の二 令第九十七条の二に規定する国又は地方公共団体に準ずる者は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)とする。</p> <p>(給付金支給申請書の様式等)</p> <p>第八十六条の四の三 令第九十七条の六に規定する給付金支給申請書の様式は、別記様式第十一のとおりとする。</p> <p>2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、令第九十七条の五第二項の規定により給付金支給申請書を受理したときは、必要に応じ、就業規則その他の書類の提出を求めることができる。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式)</p> <p>第八十六条の五 [同上]</p>	<p>2 即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。</p> <p>一 陸士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上三十二歳未満</p> <p>二 [同上]</p> <p>第三章 隊員</p> <p>第一節 第十節 [同上]</p> <p>第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供</p> <p>第八十六条の四 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>[節を加える。]</p> <p>[条を加える。]</p>

別記様式第十の次に次の様式を加える。

別記様式第11 (第86条の4の3関係)

(防衛大臣又は提出先の地方協力本部長)

____ 殿

申請者 住所 _____

法人名 _____

(法人番号: _____)

代表者名 _____ 印

給付金支給申請書

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第73条の3(同法第75条の8において準用する場合を含む。)に規定する給付金について申請します。

<input type="checkbox"/> 予備自衛官 <input type="checkbox"/> 即応予備自衛官	住所	_____
_____	氏名	_____
事業に就事できなかった理由 <input type="checkbox"/> ①招集を受け自衛官となって勤務したため <input type="checkbox"/> ②公務上負傷し、又は疾病にかかったため	_____	_____
※ 負傷又は発病年月日	年 月 日	_____
※ 公務上の災害の認定年月日	年 月 日	_____
事業に就事できなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで	_____
就業規則等に定める休日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> その他()	_____
事業に就事できなかった期間のうち就業規則等に定める休日の日の数	計 日	_____
勤務時間等	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤(出勤指定日 時 分から 時 分まで)	_____
振込先金融機関	<input type="checkbox"/> 振込機関 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> その他() 店 <input type="checkbox"/> 口座名義 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通 番号: _____	_____
雇用事業所	事業所の名称 _____ 事業所の所在地 _____ 担当責任者の職 _____ ・氏名・連絡先 _____ 役職 _____ (電話番号 _____)	_____

備考: 1 規格は、日本工業規格A列4番の縦位置とする。
 2 ※は、事業に就事できなかった理由として②を選択した場合に記入すること。
 3 該当する□には✓印を記入すること。

附 則
 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。